

各国法令等で規定されている事業場内において使用する容器への表示等に関する規定

| | 出典 | 章・条 | 条文 | 事業場内 表示の言及 |
|---------|-------------------------------|-----------------|--|---------------|
| アメリカ | 米国労働安全衛生局(OSHA)危険有害性周知基準(HCS) | (f)(5) | (6)(7)の場合を除き、事業者は、その作業場内にある危険有害性化学品の各容器には下記の情報がラベルで表示され、又は刻印されていることを保証するものとする。(以下略) | ○ |
| | | (f)(6) | 事業者は個々の据付けプロセス容器にラベルを貼る代わりに、標識、プラカード、工程図、バッチ票、操作手順書又は他のこのような記載物を用いることができる。ただし、その代替法が、それが適用できる容器を特定し、かつ(5)によりラベルに記載するよう要求される情報を伝えるものである場合に限る。当該記載物は、作業区域内で各勤務時間中に労働者が容易にアクセスできるものとする。 | |
| | | (f)(7) | 事業者は、表示された容器から危険有害性化学品が移し替えられ、その移替えを行う労働者による即時の使用のみを意図される運搬容器には、表示することは要求されない。本規則の目的のためには、患者への直接投与のために、健康管理提供者へ薬局により分配される医薬品は表示を免除される。 | |
| | | (f)(8) | 事業者は、搬入された危険有害性化学品の容器に要求される情報が直ちに刻印されるのでない限り、当該容器に貼られている既存のラベルを取り除いたり、汚して読めなくしたりしないものとする。 | |
| イギリス | 1994年化学品(供給のための危険情報及び包装)条令 | 条令第9(6) | 一の物質若しくは製剤が移し替えられる一の包装物の最外側包装の場合を除き、本条令に従うラベル表示は、供給のための危険な一の物質若しくは製剤が一の工場、倉庫又はその他の職場、及び、別の職場に通じるその付属地からの移動により供給される場合は、そのその他の職場でそれが、供給のための危険な物質若しくは製剤が露出される結果になるか、あるいは、本諸条令に従うラベル表示以外の目的のために、当該物質若しくは製剤を収納する何らかの入れ物がその外側の包装を除かれる結果になる、いかなる形態の操作、処理又は加工にも付されない場合は、要求されてはならないものとする。 | ○ |
| フランス | 労働法典 | 第L231-6条 | 他の法律や規則の規定に抵触しない限り、危険物質や危険調合物の販売者や流通業者及びこれらの物質を扱う施設の責任者は、これらの物質や調合物を含むすべての容器、袋又は封筒の上に、これらの物質や調合物の名称と起源そしてその使用に伴う危険を示したラベルか記入書を貼付しなければならない。 | ○ |
| オーストラリア | 職場における化学物質のラベルに関する実施基準 | 8 移し替えた製品のラベル表示 | 8.1 移し替え作業は、多くの業種で見受けられる。危険有害な化学物質を移し替える際のラベル表示に係る最低要件は、NO HSCに定められている。 8.2 移し替えられ、また、速やかに消費されないすべての危険有害な化学物質には、製品名とそのリスク、安全レベルをラベル表示しなければならない。 8.3 移し替えられた物質が、その場で速やかに消費される場合にあつては、ラベル表示の必要はない。 8.4 含有物がすべてなくなるまで、ラベルは、はっきりと表示されていなければならない。 | ○ |
| | 「危険な物質からの | 第5条 | 製造業者又は輸入業者として、第2条第1号、2号又は3号の意味における物質、調剤又は殺生物性製品を上市する者は、事前にそれらを第4a条又は4b条に基づいて分類しなければならず、その分類に従って包装し、表示しなければならない。(以下略) | |

| | | | | |
|-----|--|------|--|---|
| ドイツ | 保護のための規則-危険物質規則(化学品法関係政令) | 第6条 | 物質は、指令67/548/EECに基づいて、その第24条5項及び第25条2項の例外付きで、表示させなければならない。この指令の附属書Iに記載されていない物質は、第4a条3項に基づいて分類され、指令67/548/EECに従って表示されなければならない。(以下略) | × |
| | | 第7条 | 調剤は指令1999/45/ECに基づいて、その第11条5項及び第12条3項の例外付きで表示されなければならない。(以下略) | |
| 韓国 | 産業安全保健法 | 第41条 | <p>1 事業主は化学物質または化学物質を含有した製剤(大統領令が定める製剤を除外する。以下同じ)を製造・輸入・運搬または貯蔵しようとする時には、あらかじめ次の各号の事項すべてを記載した資料(以下、「物質安全保健資料」という)を作成して取扱勤労者が容易に見ることができる場所に掲示または備置しなければならない。</p> <p>①化学物質の名称・成分および含有量 ②安全・保健上の取扱注意事項 ③人体および環境に及ぼす影響 ④その他労働部令が定める事項</p> <p>2. 第1項の規定にかかわらず、事業主は物質安全保健資料を作成するにおいて営業秘密としての保護価値があると認定される化学物質または化学物質を含有した製剤を具体的に識別することができる情報を労働部令が定めるところによって記載しなくてもよい。ただし、勤労者に重大な健康障害をもたらす憂慮がある化学物質または化学物質を含有した製剤として労働部長官が定めるものはそのかぎりでない。</p> <p>3 事業主は第1項の規定による化学物質または化学物質を含有した製剤を取扱う勤労者の安全・保健のためにこれを入れる容器及び包装に警告表示をして、勤労者に対する教育を実施する等、適切な措置をしなければならない。この場合、教育の実施時期、教育の内容および方法に必要な事項は労働部令で定める。</p> <p>4 第1項の規定による化学物質または化学物質を含有した製剤を譲渡または提供する場合には、物質安全保健資料を一緒に譲渡または提供しなければならない。</p> <p>5 労働部長官は、第1項の規定による化学物質または化学物質を含有した製剤を取扱う勤労者の安全・保健を維持するために必要であると認定する時には、事業主に物質安全保健資料の提出を命じるか物質安全保健資料上の取扱注意事項等の変更を命じることができる。</p> <p>6 事業主は、化学物質または化学物質を含有した製剤を取扱う作業工程別に管理要領を掲示しなければならない。</p> <p>7 労働部長官は、勤労者の安全・保健の維持のために必要な場合には、物質安全保健資料と関連した資料を勤労者および事業主に提供することができる。</p> <p>8 勤労者を診療する医師、産業保健医、保健管理者(第16条第3項の規定による保健管理代行機関を包含する)または勤労者代表等は、勤労者の安全・保健を維持するために勤労者に重大な健康障害が発生する等、労働部令が定める場合、事業主に第2項の規定により物質安全保健資料に記載しない情報を提供することを要求することができる。この場合、事業主はこれに応じなければならない。</p> <p>9 物質安全保健資料の作成・提出・警告資料の内容・位置および方法その他必要な事項は労働部令で定める。この場合、物質安全保健資料の作成内容中、「有害化学物質管理法」と関連した事項に対しては環境部長官と協議して定める。</p> | ○ |
| | 危険な物質の分類、包装、表示に関する理事会指令(67/548/EEC)(危険物指令) | 第23条 | 危険な物質は、その包装上に明瞭かつ消えることのないように以下の事項が表示されていない場合には上市できない。(以下略) | |

| | | | | |
|-----|---|-------------------------|---|---|
| EU | 危険な調剤の分類、包装、表示に関する理事会指令(1999/45/EC)(調剤指令) | 第10条 | 上市責任者の氏名・住所、危険記号、危険指示、R警句及びS警句等については危険な物質の表示の規定に準ずる他、以下に示すような調剤に特有な表示も必要である。(以下略) | × |
| | | (GHS規則案) | (第4条) | |
| GHS | GHS国連勧告 | 1.4.10.5.5.1 作業場用の表示 | GHSの対象となる製品には、作業場に供給される時点でGHSのラベルが付けられるが、そのラベルは、作業場においてもその供給された容器にずっと付けておくべきである。また、GHSのラベルあるいはラベル要素は作業場の容器にも使用されるべきである。所管官庁は同じ情報を作業者に伝える代替手段として、事業主が、異なる記述あるいは表示様式を用いることを許可することができる。ただし、このような様式は作業場において、より適切で、必要な情報がGHSラベルと同様に有効に伝達される場合に限る。例えば、ラベル情報を個々の容器上に付すのではなく、作業区域内に表示することもできる。 | ○ |
| | | | 労働者に対してGHSラベルに含まれる情報を示すための代替手段は、通常、危険有害性を有する化学品が供給者の容器から作業場の容器もしくはシステムに移し替えられる場合や、化学品が作業場で製造され、販売もしくは供給用の容器に収納されない場合に必要となる。作業場で製造される化学品は、様々な方法で容器に投入あるいは貯蔵される。例えば試験もしくは分析用に集められた少量の試料や、弁、処理工程もしくは反応容器を含む配管、鉱石運搬車、コンベアシステム、ばら積などが挙げられる。バッチ式製造工程においては、様々な化学物質の混合物を入れるのに1つの混合容器が用いられる場合もある。 | |
| | | | 多くの状況において、完全なGHSのラベルを作成し、それを容器に添付することは、容器のサイズによる制約や工程用の容器に近づけないなどの理由から現実的ではない。化学品が供給用容器から移し替えられるような作業場としては、例えば、研究所での試験または分析用容器、貯蔵容器、パイプまたは反応システム、1人の作業者が化学品を短時間だけ利用するための一時的な容器などがある。すぐ利用するために分取した化学品には主要成分についてラベルで示し、使用者に供給者のラベル情報とSDSを直接参照させることが必要となろう。 | |
| | | | このすべてのシステムにおいて、危険有害性に関する明確な情報の伝達が保証されるべきである。労働者には作業場で用いられる情報伝達の方法について理解できるような訓練をするべきである。代替手段の例としては、GHSシンボルおよびその他の予防対策を表した絵表示とともに製品の特定名を用いる、パイプや容器に含まれる化学品の識別を行うためにSDSとともに複雑なシステムの工程にはフローチャートを用いる、配管および工程の設備にGHS系のシンボル、色、注意喚起語を使った表示を行う、固定配管には恒久的な掲示を行う、バッチ式混合容器の表示にバッチ表示や配合表を用いる、危険有害性シンボルおよび製品の特定名を示す配管標識を用いる、などがある。 | |
| ILO | ILO170号条約 | 第7条 | 1. すべての化学物質については、物質名を示すために標章を付す。 2. 有害な化学物質については、1の規定に加え、労働者が容易に理解できる方法で、それらの物質の分類、それらの物質の有する有害性及び遵守されるべき安全上の予防措置に関する不可欠な情報を提供するためにラベルを付す。 | ○ |
| | | 第11条 | 使用者は、化学物質を他の容器又は設備に移転するときは、労働者が化学物質の物質名、使用に伴う有害性及び守られるべき安全上のいかなる予防措置も知り得るように化学物質の内容を明示することを確保する。 | |

注:各国の法律条文和訳文は(社)日本化学物質安全・情報センターの翻訳によるものを含んでいます。厚生労働省は許諾を受けておりますが、このものについて無断で引用・転載等をする(社)日本化学物質安全・情報センターの著作権を侵害する恐れがありますのでご注意ください。